

入札説明書

宮崎県が行う物品の買入れ等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年12月2日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 家電機器 一式
- (2) 納入期限 令和3年12月31日
- (3) 納入場所 県立宮崎病院

3 購入物品の仕様及び数量等
別添仕様書のとおり。

4 入札参加資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品に係る修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じてメーカー保証の範囲で提供できる者であること。

エ 宮崎県知事から物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は（1）イ及びウに掲げる入札資格を判断するために必要な書類として、次の①から②に掲げるものを、別紙様式1とあわせて令和3年12月8日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）に下記5の者へ提出すること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。

- ① 入札機器のカタログ及び技術仕様書
- ② 入札機器の定価証明書またはそれに準ずるもの

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橘通東1丁目9番18号 電話番号 0985 (26) 7629
- 6 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橘通東1丁目9番18号
 - (2) 期間 令和3年12月2日から令和3年12月9日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 7 入札に関する質問
 - (1) 質問
本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
ア 提出期限 令和3年12月8日午後5時
イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
ウ 提出方法 電子メールによること。
(アドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp)
 - (2) 回答
質問に対する回答は、次のとおり行う。
ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 8 入札と開札
 - (1) 入札に参加する者は、別紙様式2による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
 - (2) 入札と開札の場所及び日時
ア 日時 令和3年12月10日（金） 午前9時
イ 場所 宮崎県庁防災庁舎 7階 75号室
宮崎市橘通東1丁目9番18号
 - (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
 - (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
 - (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
 - (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
 - (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去 2 箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

11 再度入札

(1) 開札した場合において、落札者とすべき入札がなかったときは、直ちに入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1 回を限度とする。

(3) 初度入札に参加しなかった者及び初度入札に参加したが入札しなかった者、上記 10 に掲げる無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

12 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。